

令和8年度八雲町保育所等利用案内 (子ども・子育て支援新制度 2号・3号認定用)

令和8年度4月からの保育所等へ入所するための案内です。子ども・子育て支援新制度での保育の利用に関する手続きや書類等について重要なことを記載しています。内容をよく読んで、申請をしてください。また、この案内はお手元に保管してください。

目 次

はじめに必ずお読みください・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
1 教育・保育給付認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
2 保育所等入所申込みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6
3 保育料（利用者負担金）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8
4 保育時間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 11
5 延長保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 11
認可保育所・認定こども園一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 12

お問い合わせ先

八雲町住民生活課児童係

〒049-3192

北海道二海郡八雲町住初町 138 番地

TEL：0137-62-2112

メール：jidou@town.yakumo.lg.jp

八雲町 HP：保育所等入所のご案内について

このご利用案内の保育所等とは、認可保育所、認定こども園（保育部門）の施設のことです。幼稚園、認定こども園（教育部門）、野田生こばと保育園（認可外保育施設）の園児募集については、直接各施設へお問い合わせください。

八雲町ホームページ「保育所等一覧」



Ver.2025.10

はじめに必ずお読みください

次の事項に了承・同意のうえ、申請してください

①保育所等に入所できるのは、保護者の方が就労や病気などの理由により、お子さまを家庭で保育できない場合です。

保育所等は、お子さまを家庭で保育ができない時間について、保護者の方に代わって、町や国の定めた基準のもと、それぞれの理念で保育を行っています。そのため、行事の有無や実施方法、利用料以外に必要な費用についても施設によって異なります。

申請する前に、利用を希望する保育所等を見学し、通園にあたっての保育環境や保育理念等が合っているかなどを事前にご確認ください。見学については、事前に保育所等へ直接お問い合わせください。

②教育・保育給付認定に必要な課税情報（同居者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、また、申請内容、認定区分及び認定期間、利用調整に関する情報、その他教育・保育の運営上必要と認められる情報について、特定教育・保育施設等や関係機関などに対して提供することがあります。

③入所調整については、町の方針として、保育利用希望者みなさまへ保育所等を利用できるよう調整しております。調整の結果、ご希望どおりの園に入所できない等希望に添えない場合がありますがご理解・ご協力願います。また、復職時期や利用開始時期も含め、事前によくご検討のうえ申請してください。

利用を希望する施設記載欄に記載されている施設のみを入所調整いたしますので、ご留意のうえ申し込みください。

申請内容に変更が生じた場合や利用の必要がなくなった場合などは速やかなご連絡・お手続きにご協力ください。

申込受付順ではなく、保育を必要とする状態により、町で判断する優先度の高い方から順次定員まで入所児童を決定します。

④保育所等は、子どもたちが集団で生活する場です。保育所等に通り始めてから、ご家庭でお子さまの体調がすぐれない、またはいつもと様子が違うなどの状況があれば、保育所等にお知らせください。また、保育中の急な発熱等、お子さまの体調の変化によっては、早めのお迎え等のご連絡をすることになっていきますので、速やかなご対応をお願いします。

⑤育児休業中である場合、お子さまは家庭で保育ができるため、原則として利用できません。育児休業中に保育所等の利用申請を行う場合は、育児休業を終了し、現在の雇用先等に復職することを前提とした申請となります。なお、すでに保育所を利用しているお子さまについては、児童福祉の観点等から継続利用が必要と認められる場合があります。

⑥障がいや医療的配慮、食物アレルギー、発育・発達の遅れなど、お子さまの健康状態等について気がかりな点やご心配がある・健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、受け入れ態勢を整えるため等、必ず報告願います。

⑦小学校就学前であっても、下記の場合には退所していただくことがあります。

1) 他の児童に悪影響を及ぼす伝染性疾患等がある場合

2) その児童が通園に堪えられない場合

3) 自己都合による長期欠席（通常は1カ月以上）

※里帰り出産等での長期欠席は、1か月以上でも認められる場合がありますので、事前に担当係までご相談ください。

4) 保護者が提出された保育の必要性を証明する書類に虚偽の申告がある場合。

⑧保護者の住所、勤務先、就労時間、保育を必要とする事由など教育・保育給付認定内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。八雲町役場・落部支所・熊石総合支所にて手続き可能ですので、必ず速やかに報告・手続きしてください。

⑨八雲町が指定する期日までに必要な報告や書類を提出しない場合、または虚偽の報告や虚偽の書類の提出をしたり、職員からの質問に対して答弁しなかったり虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処します。

【八雲町保育の必要性の認定に関する条例より】

⑩八雲町は、教育・保育給付認定された子どもや保護者の氏名等が変更したとき、または転出等で教育・保育給付認定の取消をするとき等、必要がある場合に支給認定証の提出又は返還を求め、保護者がこれに応じないときは、10万円以下の過料に処します。

【八雲町保育の必要性の認定に関する条例より】

1. 教育・保育給付認定について

(1) 概要

保育の利用については、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定申請（兼入所申込）に基づき、八雲町から支給認定証・利用承諾通知書を交付します。

※認可保育所等の認定・入所申請は原則居住地の市町村保育所担当窓口で行う必要があります。居住地が八雲町外で八雲町内の保育所等に入所を希望する場合、まずは居住地の市町村保育所担当窓口へご相談願います。

(2) 教育・保育給付認定の分類

2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」「保育短時間」に分類されます。

「保育標準時間」は、1日11時間以内の枠の中で、必要とする保育を利用できます。

「保育短時間」は、1日8時間以内の枠の中で、必要とする保育を利用できます。

■教育・保育給付認定の種類と年齢別クラス

教育・保育給付認定区分	実施年齢	生年月日
2号認定 ＜保育標準時間・保育短時間＞	5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
	4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
	3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
3号認定 ＜保育標準時間・保育短時間＞	2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
	1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
	0歳児	令和7年4月2日～受入保育月齢

■保育必要量の認定と有効期間 ※次ページの表をご確認ください。

【申請資格】

- ・保護者が保育を必要とする理由（1～9）のいずれか一つに該当すること
- ・お子さまが集団保育可能であること
- ・障がいやアレルギーがある等で特別な配慮を必要とするお子さまについては、申請前に役場へご相談ください。

保育を必要とする理由		必要量の 認定区分	認定の有効期間 (利用期間)
1	就労 ・月48時間以上の就労を常態	保育短時間	最長で小学校就学前まで
2	就労 ・月120時間以上の就労を常態	保育標準時間	最長で小学校就学前まで
3	妊娠中・出産後	保育標準時間	出産予定日の8週間前から、出産または出産予定日から8週間後の翌日の属する月末日まで
4	保護者の疾病、障がい等 ・医師の診断書で確認 ・治療や入院が1か月以上必要	保育標準時間 または 保育短時間	療養を必要としなくなるまで
5	同居親族の常時介護・看護 ・医師の診断書や各障がい者手帳等で確認 ・治療や入院が1か月以上必要	保育標準時間 または 保育短時間	介護や看護を必要としなくなるまで
6	求職活動	保育短時間	利用開始日から90日を経過する日の属する月末日まで 期間中に就労(予定)証明書を提出した場合は継続利用可能となり、期間は最長で小学校就学前まで
7	震災・風水害・火災等の災害復旧	保育標準時間	保育が必要な期間
8	虐待や配偶者等からの暴力のおそれがあるとき	保育標準時間	保育が必要な期間
9	就学	保育標準時間 または 保育短時間	通学期間中

※育児休業中である場合、お子さまは家庭で保育ができるため、原則として利用できません。育児休業中に保育所等の利用申請を行う場合は、育児休業を終了し、現在の雇用先等に復職することを前提とした申請となります。ただし、すでに保育所を利用しているお子さまについては、児童福祉の観点等から継続利用が必要と認められる場合がありますので、役場へご相談ください。

※保護者が家庭で保育できる場合、保育認定できません。また、「集団生活を経験させたい」「下の子どもの育児に手がかかる」「家事手伝い」は保育を必要とする理由にあたりません。

2. 保育所等入所申込みについて

申込期間内に下記のとおり教育・保育給付認定申請（兼入所申込）を提出してください。
令和8年4月以降利用開始の場合は、募集期日までに提出された教育・保育給付認定申請の結果を令和8年2月頃に通知します。年度途中の入所も随時受付いたしますが、保育所の状況等で入所できない場合があります。

利用を希望する施設記載欄に記載されている施設のみを入所調整いたしますので、ご留意のうえ申し込みください。

（１）令和8年度保育所等入所申し込み手続きについて

①入所申込書交付および受付場所

- ・八雲町役場住民生活課児童係（窓口5番）
- ・熊石総合支所住民サービス課環境生活係
- ・落部支所

②入所申込書の受付期間

- ・令和7年11月5日（水曜日）～令和7年12月8日（月曜日）
午前8時30分～午後5時15分

※ 申込受付順ではなく、保育を必要とする状態により、町で判断する優先度の高い方から順次定員まで入所児童を決定しますので、申込期限厳守のうえあらかじめご了承ください。 事前の遅延報告がなく、申込期限を過ぎての申し込みについては優先度が下がる要因となります。

（２）申請に必要な書類について

申し込みの際は、下記表のとおり書類の提出が必要です。

必要な書類		注意点
1	「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書（兼入所申込書）」	「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。
2	保育が必要なことを証明する書類※ ¹	世帯の状況により必要な書類が異なるため、次表をご確認ください。
3	誓約書	保育所利用者負担金の期限内納付等についての誓約書です。
4	窓口に来られる方の本人確認書類	本人確認書類として、運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真付きのものが必要となります。なお、写真付身分証明書の提示が困難な場合は、国民健康保険、健康保険証等のうち2点の提示が必要です。

※「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼入所申込書）」に世帯全員のマイナンバー（個人番号）を記載してください。また、「マイナンバー（個人番号）の確認」が必要となりますので、申請書を提出の際は、世帯全員のマイナンバーカード、通知カード（令和2年5月31日以降に住所変更している場合は個人番号通知カードでは個人番号を証明できません。）、マイナンバーが記載された住民票の写し等をお持ちください。

※1 2.保育が必要なことを証明する書類 について

- ・下記表のとおり保護者等の状況ごとに必要な書類を提出してください。
- ・きょうだい同時申請の場合、下記書類の提出は父母一部ずつで構いません。
- ・証明書類の提出がない場合、求職中と同様（認定有効期間が3か月）の取り扱いとなります。

保護者等の状況	必要な書類
雇用されている方	「就労証明書」 ※雇用主による記入・証明となります。 ※就労先が複数ある場合、それぞれの雇用主による証明が必要です。
雇用が内定している方	「就労証明書」 ※雇用主による記入・証明となります。
自営業の方	「就労証明書」 ※事業主（代表者）による記入・申告となります。
産前産後	「妊娠出産申立書」 ・母子手帳の写し（保護者氏名欄及び出産予定日欄）を添付
保護者に疾病・障がいがあるとき	「診断書」
介護や看護をしているとき	「介護・看護申立書」 ・医師診断書、障がい者手帳等証明できるものを添付
災害復旧をしているとき	「災害復旧申立書・証明書」
求職活動をしているとき	「求職活動申立書」
就学しているとき	「就学（就学予定）申立書」 「就学（就学予定）申立書[職業訓練等]」 ・カリキュラム ・在学証明書、合格通知等
その他の理由	「家庭状況申立書」 ・家計の主宰者の失業の場合…雇用保険受給者証(離職票)を添付 ・配偶者が単身赴任中の場合…赴任先居住地の賃貸借契約書を添付 ・離婚調停中の場合…裁判所の呼び出し状、事件係属証明書のうちいずれかを添付 ・配偶者が拘禁中の場合…収監証明書、拘留通知書、在所証明書のうちいずれかを添付 ・DV保護法による保護命令を受けている場合…裁判所の保護命令、配偶者暴力支援センターの証明書のうちいずれかを添付

3. 保育料（利用者負担金）について

保育所等の利用には「保育料」と「その他実費」がかかります。保育料は国の基準に基づき町が決定しその他実費については施設によって異なります。

⇒人件費や施設の維持費等、保育所の運営費用の一部を「保育料」として保護者の皆様にご負担いただいております。国が標準的な金額を設定し、町や北海道が独自の財源を用いて軽減を図っています。

（１）保育料の算定について

・保育料は、父母の市町村民税所得割課税額の合計額、お子さまの教育・保育給付認定区分、きょうだいの状況等によって国の基準に基づき町が設定した階層区分に応じて決定します。

◇4月分～8月分保育料　：前年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

◇9月分～翌3月分保育料：当該年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

・住民税が未申告の方は、保育料が最高階層（最高額）となる場合があります。収入がない方であっても、必ず住民税の申告をおこなってください。

・月の途中で利用開始または利用を止めた場合は、保育料が日割りとなります。

・障がい者のいる世帯は、保育料が軽減される場合があります。身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等のコピーを提出してください。

・世帯の負担能力に著しい変化が生じ、保育料の支払いが困難となる等の場合には、負担軽減を行えることがあります。申請を希望する場合は、役場窓口へお申し出ください。

（育児休業や自己都合退職、転職等は軽減対象となりません）

・八雲町3号認定（0歳～2歳児）利用者負担金基準額については次の表をご確認ください。

・0～2歳児については、保育料に給食費が含まれています。

・国の幼児教育・保育の無償化制度により2号認定（3歳～5歳児）のお子さまの保育料は無料になります。（給食費等は別途実費徴収）

（２）保育料の軽減制度について

1）下記①～③について、八雲町独自の子育て支援策として実施しています。

①国と同一の階層表を使用し、国基準額より30%軽減した保育料とする。

②同居祖父母等の市町村民税所得割課税額は計上しない。

③年度途中で3歳に到達した子どもに係る保育料について、3歳到達日の翌月分から副食費と同等の額まで減額する。

2) 北海道多子軽減

対象者：第2子以降の0～2歳児で、市町村民税所得割課税額世帯合計が169,000円未満（第5階層まで）の場合

生計を一にするきょうだいがいる場合、年齢制限なく最年長の子どもを第1子、下の子を第2子とカウントし、0～2歳児の第2子以降の保育料が0円となります。

■ 令和7年度 八雲町3号認定利用者負担金基準額表

（令和7年4月時点）

階層区分 (推定年収)	定 義		利用者負担金（月額）					
			ひとり親・障がい児（者）世帯		左記以外の世帯		全世帯	
			0～2 歳児		0 ～ 2 歳児		3歳到達日の翌月以降	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第 1 階層	生活保護世帯等※1		0円	0円	0円	0円	0円	
第 2 階層	市 町 村 民 税 の 区 分 に 該 当 す る 世 帯	市町村民税	0円	0円	0円	0円		
（～260万円）		非課税						
第 3 階層		所得割課税額	6,300円 (0円※2)	6,300円 (0円※2)	13,600円	13,500円		
（～330万円）		48,600円未満			(0円※3)	(0円※3)		
第 4 階層の一部		所得割課税額			21,000円 (0円※3)	20,700円 (0円※3)		
（～360万円）		57,700円未満						
第 4 階層の一部※2		所得割課税額						
（～360万円）		77,101円未満						
第 4 階層		所得割課税額	21,000円	20,700円				
（～470万円）		97,000円未満	(0円※3)	(0円※3)				
第 5 階層	所得割課税額	31,100円	30,700円	31,100円	30,700円			
（～640万円）	169,000円未満	(0円※3)	(0円※3)	(0円※3)	(0円※3)			
第 6 階層	所得割課税額	42,700円	42,000円	42,700円	42,000円			
（～930万円）	301,000円未満	(※ 4)	(※ 4)	(※ 4)	(※ 4)			
第 7 階層	所得割課税額	56,000円	55,100円	56,000円	55,100円			
（～1,130万円）	397,000円未満	(※ 4)	(※ 4)	(※ 4)	(※ 4)			
第 8 階層	所得割課税額	72,800円	71,600円	72,800円	71,600円			
(1,130万円～)	397,000円以上	(※ 4)	(※ 4)	(※ 4)	(※ 4)			

4,900円

上記八雲町独自の
子育て支援策③参照

※父母の町民税所得割課税額の合計が当てはまる階層が保育料となります。

※（ ）内は第2子目の月額です。

※1 生活保護世帯、その他特に困窮していると町長が認めた世帯。

※2 ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯のみ対象。

※3 第5階層以下について、北海道多子軽減制度により0円となります。

※4 同一世帯から2人以上の就学前子どもが保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合、該当の園に通園している最年長の子どもを第1子、下の子を第2子とカウントし、教育・保育給付認定を受けている第2子は半額、第3子以降は無料となります。

(3) 保育料の支払について

《保育所の場合》

次の2種類の支払方法のうちどちらかにより納付してください。口座振替をご希望の場合は申請が必要ですので、下記のとおり手続きしてください。町として、納付忘れ防止等の観点より口座振替による納付を推奨していますので、口座振替での保育料納付にご協力頂きますようお願いいたします。

各月の納期限までに納付がない場合、督促状や催告書の送付のほか、財産の調査（金融機関や勤め先への照会等）や差押え等の滞納処分を行うことがあります。

①口座振替による納付

納付期日に合わせて、指定口座から引き落とします。保護者（納付書の宛名）だけでなく、配偶者等の口座を指定することも可能です。

【申請手続き場所】

金融機関または役場（5番窓口）にて手続きが可能です。

※ゆうちょ銀行のみ直接金融機関での手続きとなります。

【持ち物】

預貯金通帳、通帳使用印

【口座振替可能な金融機関一覧】

北洋銀行（全支店）、渡島信用金庫八雲支店、北海道労働金庫本店（全支店）、新函館農業協同組合（全支店）、八雲漁業協同組合、落部漁業協同組合、郵便局（ゆうちょ銀行）

②納入通知書による納付

保育料の決定通知書の送付に合わせて納付書を同封しますので、各月の納付期日までに、金融機関にて納付してください。

《認定こども園の場合》

園へ納付してください。納付方法については園よりご案内がありますのでご確認ください。

4. 保育時間について

- 「保育標準時間」「保育短時間」のどちらの区分で認定されるかによって、利用できる時間帯が異なります。
- 保育時間（８時間）は、「保育短時間」認定のお子さまの利用可能な時間帯で、おおむね児童全員がそろって保育を受ける時間帯です。
- 保育標準時間（１１時間）は、保育短時間（８時間）を含む１１時間で、「保育標準時間」認定のお子さまの利用可能な時間帯です。
- 保育時間帯は、各保育所で異なります。P. 12に各園の保育時間を記載していますので、参考にしてください。

5. 延長保育について

「保育短時間」認定のお子さまは、保育所が定める保育時間（８時間）を超える前後の時間帯を利用する場合は「延長保育」となり、保育料とは別に、延長保育料等をご負担いただきます。（１時間２００円）

（１）事前申し込み

延長保育を利用する予定の方は、事前に保育所へお申込みください。利用にあたっては、保育所の承諾が必要です。

（２）利用にあたっての注意事項

事前の申し込み内容に合わせ、園では職員配置等の保育実施のための準備をおこなうことから、申し込み後、実際の利用がなくても延長保育料等をご負担いただきます。

認可保育所・認定こども園一覧

令和7年10月1日現在

園名	運営	場所	連絡先	利用定員	開所時間	閉所時間	保育短時間 (最大8時間)	保育標準時間 (最大11時間)
国の子保育園	社会福祉法人 仏子会	栄町12番地1	(0137) 63-2372	60人	7:30	18:30	8:30~16:30	7:30~18:30
なかよし保育園	社会福祉法人 出雲会	相生町98番地	(0137) 62-3361	90人	7:00	18:00	8:30~16:30	7:00~18:00
あかしや保育園	社会福祉法人 立栄会	落部867番地	(0137) 67-2707	30人	7:30	18:30	8:30~16:30	7:30~18:30
認定こども園 八雲マリア幼稚園	学校法人 函館カトリック学園	東町19番地	(0137) 62-2267	45人 (保育部門)	7:15	18:15	8:00~16:00	7:15~18:15
八雲町立 くまいし保育園	八雲町	熊石 鳴神町218番地	(01398) 2-3553	30人	7:30	18:30	8:00~16:00	7:30~18:30

※認定こども園とは、教育施設と保育施設を兼ね備えた施設で、満3歳以上の場合は、教育標準時間認定と保育認定のどちらかを選択することができます。
教育標準時間認定のお子さまも、保育認定のお子さまも、同じ教室・課程で生活します。